

論点に対する回答

省 庁 名	法務省
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>データ駆動型社会と言われ、あらゆる社会活動でデータ活用がされる中で、社会の基盤となる情報をデータで整備し、共有・活用を図ることは一層重要となっている。</p> <p>なかでも、ある主体が衛星写真や空撮により作成した地図をもとに、土地に係る情報を総合的に搭載して一覧性あるデータベースを作成しようとする場合には、土地の基盤情報として登記所が土地に対して付番する「地番」情報をあわせて搭載したいとするケースが多いと思われる。その場合には、衛星写真や空撮により撮影した画像等と不動産登記簿の「地図」を照合して地番を付することになるが、法務省が提供する不動産登記簿の情報の提供方法がこのような整備手法に向いていないとの声が聞かれる。以下論点①～③は、「地番」と「地図」の2つの情報を一括提供する事案を念頭に置いた論点である（不動産登記簿上の所有者や権利に関する情報ではなく、「地番」情報とそれを付するために必要な「地図」情報について考えていただければ足りる）。</p> <p><論点①></p> <p>地番情報の提供にあたって、現在は、登記所において登記事項証明書を1件ごとに書面交付、又は、登記情報提供サービスにおいて登記情報を1件ごとにPDFにて交付しているところ、事業者や各府省庁におけるデータ整備への利活用が可能となるよう、特定のソフトウェア機能に限定されず共通で利用できるフォーマットであるXML形式で提供すべきではないか。また、1件ごとの申請・提供ではなく、地域単位や全国単位での一括提供を可能とすべきではないか。</p> <p><論点②></p> <p>不動産登記簿上の情報は公開を予定するものと考えられるが（不動産登記法第122条）、同法を所管する法務省として地番は個人情報に該当するとお考えか。</p> <p>仮に個人情報に該当すると考えておられる場合であっても、地番情報を第三者に提供することが可能となる例外的な取扱いが行政機関個人情報保護法第8条により定められているところである。同法第8条第2項第2号は、他の行政機関が「法令の定める所掌事務の遂行」に必要な限</p>

度で、内部で利用する場合には保有個人情報を提供することができると定めているところ、「法令の定める」は当該行政機関の設置法上の根拠があれば足りると思われるが法務省のご見解はどうか。

<論点③>

官民データ活用推進基本法やオープンデータ基本指針（H29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）等でオープンデータの重要性が謳われているところ、仮に個人情報に該当すると整理される場合であっても、行政機関個人情報保護法第8条第1項に定める「法令に基づく場合を除き」との例外措置を広く活用して事業者・国民が広く情報を活用する方途を模索し、地番はじめ不動産登記簿情報の整備・提供を前向きに検討していくべきではないか。

<論点④>

(i) 不動産登記簿の地図情報は緯度経度情報が付されていないものが多いと思うが、これを積極的に整備すべきではないか。その場合には、他の行政機関の情報などもうまく活用し安価に整備するよう努力すべきではないか。

(ii) 明らかに個人情報に属する可能性のあるもの（所有者名、抵当権者名等）以外の情報は個人情報に該当しないと考えられないか（例えば「不動産番号」や「地目」、「地図」情報）。

【回 答】

<論点①について>

法務省では、不動産登記法（平成16年法律第123号）が想定する一般的な登記情報の公開方法（登記事項証明書・登記情報提供サービスによる提供）とは別に、官公署から管轄登記所に対して、法令上の根拠に基づき地図データの提供の依頼があり、その使用目的が当該法令の趣旨に照らして相当と認められる場合には、当該官公署に対して当該地図データをオンライン又は電磁的記録媒体で提供している。そして、この際は、地番を含むXML形式での提供依頼に対してはこれに応ずることが可能であり、現に行っている。また、この依頼は、個々の不動産を特定することなく、地番区域をもってすることができることとしており、案件に応じて、都道府県単位ごとに地図データを提供するなど柔軟に対応している。

また、官民データ活用推進施策の一環として、「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、令和3年度までに登記所備付

地図データの提供を可能とすることとされている。これを受け、法務省では、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第2項に基づき、毎年、全国分の地図データをXML形式でG空間情報センター（※）に提供し、同センターを介して一般に地図データを公開することを予定している（同センターのホームページ（https://www.geospatial.jp/gp_front/）から地図データをダウンロードすることが可能となる。）。

（※）一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会が運用を行っているもの。

<論点②について>

まず、前提として、不動産登記や地番情報等のデータの提供の実現については、当省としては、地番等の情報が「保有個人情報」（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）第2条第5項）に該当するものか、該当する場合にあっては本来の目的以外の目的で第三者（提供先となる他の行政機関等）に提供することについて行個法第8条との適用関係がきちんと整理されるかどうかという点の検討が必要であり、他方で、提供先となる他の行政機関等から個人情報を公開する際の個人情報の取扱いに関しては、当該他の行政機関等における行個法の適用の問題であると認識している。

次に、地番の個人情報該当性については、地番を含め、土地や建物の所在を示す地理空間情報は、不動産登記情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、当該照合によって特定の個人を識別することができることとなり、地番も含めて「保有個人情報」に該当するものと認識している（「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」（平成22年度9月地理空間情報活用推進会議）9ページ、45ページQ9等）。

したがって、本来の利用目的外の利用・提供に当たっては、行個法第8条第1項の「法令に基づく場合」の例外か、行個法第8条第2項各号に該当することが必要になるものと理解している。

また、行個法第8条第2項第2号の「法令の定める所掌事務」の「法令」とは設置法上の規定で足りるかどうかについてお尋ねであるが、抽象的・一般的な行個法の解釈論であるため、行個法の所管部署（総務省行政管理局）において見解をお示しいただきたい。なお、同号は、行政機関内部において保有個人情報を本来の目的以外の目的で利用する場合の規定であり、保有個人情報を本来の目的以外の目的で他の行政機関へ提供する場合の規定は、同項第3号によることになると考える。

<論点③について>

当省としても、オープンデータの重要性については認識しており、論点①において

既に述べたとおり、官民データ活用推進施策のひとつとして、令和3年度までにG空間情報センターを介した地図データの提供に取り組むこととしている。なお、当該地図データに地番を含むこともあり得るが、その際は、「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」において、地番を提供することは可能である旨が明確化されることを希望している。当省としては、地番が個人情報に該当しないと改めて整理することも否定するものではないし、それが困難であっても、行個法第8条第1項の「法令に基づく場合」の「法令」に地理空間情報活用推進基本法第18条第2項が該当すると整理するか、又は行個法第8条第2項第4号の「保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」に該当すると整理する方向で検討することについて、当該ガイドラインを所管する地理空間情報活用推進会議事務局（内閣官房地理空間情報活用推進室）に提案してきたところである。

<論点④について>

(i) 「不動産登記簿の地図情報は緯度経度情報が付されていない」との記載の趣旨は定かではないが、“緯度経度情報が付されていない地図”が明治期に作成された「公図」（不動産登記法第14条第4項の「地図に準ずる図面」）を指しているのであれば、ご指摘のように、現在においても、登記所備付地図（同法第14条第1項の「地図」。世界測地系の座標値を有するもの。）の整備が全国で完了している状況にはないため、当該地図が備え付けられるまでの間、これに代えて「公図」を備え付けることとしているものである。

登記所備付地図には、法務局が実施する登記所備付地図作成作業により作成されるもののほか、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査の成果として登記所に送付される地籍図、土地区画整理事業・土地改良事業等において作成され、その登記の際に提出される所在図があるが、現在も、各省連携を図りつつ地図の整備の推進に取り組んでいるところである。

(ii) 「不動産番号」や「地番を含む地図情報」については、不動産番号や地番を用いて不動産登記情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、「保有個人情報」（行個法第2条第5項）に該当すると考えている。なお、「地目」や「地番を含まない地図情報」について、当省はその情報単体で保有しているものではないが、仮にそのような情報（非識別加工のされた情報）を作成して保有したとすれば、それは「保有個人情報」に当たらない余地があると考えている。